

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告示	ページ		
◎告示(口頭による開示請求を行うことができる個人情報)の一部改正	(県政情報課) 1		
○字の区域及び名称の変更の届出	(市町村振興課) 1		
○大規模小売店舗の新設の届出に関する意見の概要(2件)	(経営支援課) 1		
○大規模小売店舗の変更の届出に関する意見の概要	(〃) 1		
○告示(漁業災害補償法による区域及び区分の定め)の一部改正	(漁業経営課) 2		
○公有水面の埋立ての免許の出願	(港湾課) 3		
公 告			
○特定非営利活動法人の設立認証の申請(男女共同参画・NPO課)			
告 示	4		
高知県告示第343号			
平成15年4月高知県告示第226号(口頭による開示請求を行うことができる個人情報)の一部を次のように改正する。			
平成19年5月7日			
高知県知事 橋本 大二郎			
表中「政策法制課」を「法務課」に、「担い手支援課」を「農業農村支援課」に、			
「			
高知県青年農業士の認定	総合評価及び項目別評価	認定発表の日から1ヶ月間	農業技術課
」			
を			
「			
高知県青年農業士の認定	総合評価及び項目別評価	認定発表の日から1ヶ月間	環境農業推進課
」			

高知県農業管理指導士認定試験	総合得点	合格発表の日から1ヶ月間	環境農業推進課
----------------	------	--------------	---------

に改め、

高知県農業管理指導士認定試験	総合得点	合格発表の日から1ヶ月間	環境農業課
----------------	------	--------------	-------

を削り、「畜産課」を「畜産振興課」に、「用地管理課」を「用地対策課」に改める。

高知県告示第344号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、安芸市長から次のとおり字の区域及び名称の変更について届出があった。

平成19年5月7日

高知県知事 橋本 大二郎

字の区域及び名称の変更

変更前			変更後	
大字	字	地番区域	大字	字
西浜	金山谷	3439の9、3439の10	穴内乙	五軒家

高知県告示第345号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定による意見書の提出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成19年5月7日

高知県知事 橋本 大二郎

- 法第8条第1項の規定により宿毛市から聴取した意見(以下「意見」という。)の対象となった届出に係る告示
平成18年11月高知県告示第746号
- 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパー ドラッグ コスモス宿毛店
宿毛市宿毛1496-1

3 意見の概要

当該届出に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から影響はないものと思われますが、周辺住民から苦情があった場合は、適切な対応をするなど、周辺住民への十分な配慮をお願いします。

高知県告示第346号

目次中◎印のあるものは、高知県法規集に登載するものです。

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定による意見書の提出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成19年5月7日

高知県知事 橋本 大二郎

- 法第8条第1項の規定により高知市から聴取した意見(以下「意見」という。)の対象となった届出に係る告示
平成19年1月高知県告示第10号

- 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) ヴェスタ桜井

高知市桜井町二丁目420-2ほか

3 意見の概要

- 当該店舗の施設南側の都市計画道路(市道下知1号線)は、高知市道路建設課で施行しています。供用開始時期(平成19年度末予定)、道路の高さ等について、担当課と十分協議していただこうようお願いします。

- 届出場所の用途地域は、第1種住宅地域となっており、「高さ12メートルを超える建築物又は地階を除く階数が4以上の建築物」を建築する場合は、建築確認申請の手続をする前に「高知市中高層建築物指導要綱」に基づく届出が必要になります。

- 当該店舗の施設の一部は、高知市公害防止条例の特定施設に該当し、また、当該店舗は、騒音規制の指定地域の第2種区域に該当し、敷地境界上において、騒音に係る規制基準が適用されます。また、高知市公害防止条例の特定施設の設置の届出が必要です。該当する特定施設については、高知市公害防止条例施行規則第4条に規定する施設を参照してください。その他に騒音規制法、振動規制法及び高知県公害防止条例に係る特定施設に該当する施設を設置する場合は、設置の届出をお願いします。

本市における騒音予測の結果より、すべての時間帯で規制基準を超過する恐れのある地点(E地点)、また、一部の時間帯(昼間及び朝・夕)で規制基準を超過する恐れのある地点(A地点)があります。主たる要因として、空調室外機及び給排気口などの定常騒音に属する音源が挙げられますので、可能な限りの防音対策及び音源の設置位置の変更等の検討をお願いします。

なお、当該店舗は、周辺を住居に囲まれているため、周辺地域の住民の生活環境への十分な配慮及び苦情等の発生した場合の迅速な対応をお願いします。

高知県告示第347号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定による意見書の提出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

<p>平成19年5月7日</p> <p>高知県知事 橋本 大二郎</p> <p>1 法第8条第1項の規定により高知市から聴取した意見（以下「意見」という。）の対象となった届出に係る告示 平成19年4月高知県告示第266号</p> <p>2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地 イオン高知ショッピングセンター 高知市秦南町一丁目144-1</p> <p>3 意見の概要 法第8条第1項の規定による生活環境の保持からの意見はありません。</p>	<p>高知県告示第348号</p> <p>昭和49年10月高知県告示第523号（漁業災害補償法による区域及び区分の定め）の一部を次のように改正する。</p> <p>平成19年5月7日</p> <p>高知県知事 橋本 大二郎</p> <p>2 小型漁船漁業以外の漁業の表中</p> <p>「室戸第一」 室戸漁業協同組合の地区のうち 室戸市脇地以東の区域</p> <p>1 小型まぐろ漁業 2 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって主としてきんめ釣りを営む漁業 3 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって1及び2に掲げるもの以外のもの 4 大型まぐろ漁業 1 小型まぐろ漁業 2 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって主としてきんめ釣りを営む漁業 3 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって1及び2に掲げるもの以外のもの 4 大型まぐろ漁業</p> <p>室戸第二 室戸漁業協同組合の地区のうち 室戸市行当の区域</p> <p>1 小型まぐろ漁業 2 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって主としてきんめ釣りを営む漁業 3 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって1及び2に掲げるもの以外のもの 4 大型まぐろ漁業</p> <p>室戸第三 室戸漁業協同組合の地区のうち 室戸市新村以西の区域</p> <p>1 小型まぐろ漁業 2 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって主としてきんめ釣りを営む漁業 3 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって1及び2に掲げるもの以外のもの 4 大型まぐろ漁業</p> <p>」</p> <p>を</p> <p>「室戸岬東室戸 室戸岬東漁業協同組合の地区の 第一」 うち旧室戸漁業協同組合の地区 のうちの室戸市脇地以東の区域</p> <p>1 小型まぐろ漁業 2 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって主としてきんめ釣りを営む漁業 3 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって1及び2に掲げるもの以外のもの 4 大型まぐろ漁業 1 小型まぐろ漁業 2 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって主としてきんめ釣りを営む漁業 3 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって1及び2に掲げるもの以外のもの 4 大型まぐろ漁業</p> <p>室戸岬東室戸 室戸岬東漁業協同組合の地区の 第二」 うち旧室戸漁業協同組合の地区 のうちの室戸市行当の区域</p> <p>1 小型まぐろ漁業 2 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって主としてきんめ釣りを営む漁業 3 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって1及び2に掲げるもの以外のもの 4 大型まぐろ漁業</p> <p>室戸岬東室戸 室戸岬東漁業協同組合の地区の 第三」 うち旧室戸漁業協同組合の地区 のうちの室戸市新村以西の区域</p> <p>1 小型まぐろ漁業 2 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって主としてきんめ釣りを営む漁業</p>
--	--

<p>に改める。</p> <p>3 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって1及び2に掲げるもの以外のもの 4 大型まぐろ漁業</p> <p>」</p>	<p>高知県告示第349号</p> <p>公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、公有水面の埋立てについて免許の出願があったので、同法第3条第1項の規定によりその要領を次のとおり告示する。</p> <p>なお、その関係書面及び関係図書は、この告示の日から起算して3週間高知県土木部港湾課及び高知県幡多土木事務所に備え置いて公衆の縦覧に供する。</p> <p>平成19年5月7日</p> <p>上川口港港湾管理者 高知県 代表者 知事 橋本 大二郎</p> <p>1 公有水面埋立免許出願者の住所及び氏名又は名称 幡多郡黒潮町入野2019番地1 黒潮町（黒潮町長 下村 正直）</p> <p>2 埋立区域</p> <p>(1) 位置 幡多郡黒潮町上川口字西原屋敷781番口及び字船倉784番口 地先の公有水面</p> <p>(2) 区域 次の1の地点から9の地点までを順次に直線で結んだ線、 9の地点から330度42.55メートルの地点を中心とする半径 42.55メートルの円周で9の地点と10の地点とを結ぶ南側の 円弧、10の地点から210度20.45メートルの地点を中心とする 半径20.45メートルの円周で10の地点と11の地点とを結ぶ 北側の円弧、11の地点から14の地点までを順次に直線で結んだ 線、14の地点と15の地点を結ぶ平成17年の秋分の日の満潮位 (DLプラス2.15メートル)における公有水面と防波堤 (I)との境界線、15の地点と16の地点を結ぶ平成17年の秋 分の日の満潮位(DLプラス2.15メートル)における公有水 面と陸地との境界線及び16の地点と1の地点を結ぶ平成8年 9月19日付け高知県指令8港第206号でしゅん功認可された 埋立地と公有水面との境界線(DLプラス2.15メートルによ り決定)により囲まれた区域</p> <p>1の地点 上川口灯台（北緯33度02分12秒・東経133度03 分39秒）から303度23分14秒483.73メートルの地 点</p> <p>2の地点 1の地点から164度07分23秒7.87メートルの 地点</p> <p>3の地点 2の地点から290度52分37秒13.53メートルの地 点</p> <p>4の地点 3の地点から5度00分00秒4.83メートルの地点</p> <p>5の地点 4の地点から275度00分00秒4.50メートルの地 点</p> <p>6の地点 5の地点から263度08分01秒5.45メートルの地 点</p> <p>7の地点 6の地点から246度06分42秒5.37メートルの地 点</p>
--	---

<p>点 8の地点 7の地点から248度23分26秒20.22メートルの地点 9の地点 8の地点から240度00分00秒30.00メートルの地点 10の地点 9の地点から270度00分00秒42.55メートルの地点 11の地点 10の地点から257度31分34秒27.62メートルの地点 12の地点 11の地点から210度36分44秒10.43メートルの地点 13の地点 12の地点から277度36分35秒2.88メートルの地点 14の地点 13の地点から289度22分10秒2.95メートルの地点 15の地点 14の地点から30度36分44秒91.77メートルの地点 16の地点 15の地点から87度13分04秒91.22メートルの地点</p> <p>(3) 面積 8,031.59平方メートル</p> <p>3 埋立てに関する工事の施行区域</p> <p>(1) 位置 幡多郡黒潮町上川口字西原屋敷781番口、字船倉784番口並びに字鯨公園1768番2及び1768番3の地内並びに同地先の公有水面</p> <p>(2) 区域 次の各地点を順次に直線で結んだ線及びAの地点とGの地点とを結んだ線により囲まれた区域</p> <p>Aの地点 上川口灯台（北緯33度02分12秒・東経133度03分39秒）から308度59分10秒516.17メートルの地点</p> <p>Bの地点 Aの地点から168度03分45秒134.00メートルの地点</p> <p>Cの地点 Bの地点から246度04分47秒125.00メートルの地点</p> <p>Dの地点 Cの地点から276度24分40秒97.00メートルの地点</p> <p>Eの地点 Dの地点から17度59分55秒75.37メートルの地点</p> <p>Fの地点 Eの地点から30度37分23秒118.00メートルの地点</p> <p>Gの地点 Fの地点から60度33分51秒20.00メートルの地点</p> <p>(3) 面積</p>	<p>27,619.72平方メートル</p> <p>4 埋立て地の用途 緑地及び護岸敷地</p> <p>5 出願年月日 平成19年4月6日</p> <p style="text-align: center;">公 告</p> <p>特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。</p> <p>なお、関係書類は、平成19年4月23日から2月間高知県文化環境部男女共同参画・NPO課において縦覧に供する。</p> <p>平成19年4月23日（掲示済）</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 橋本 大二郎</p> <table border="1" data-bbox="833 584 1432 1255"> <thead> <tr> <th rowspan="2">申請の あつた 年月日</th> <th colspan="4">申請に係る特定非営利活動法人</th> </tr> <tr> <th>名称</th> <th>代表者の 氏名</th> <th>主たる 事務所 の所在 地</th> <th>定款に記載された目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成19 年4月 23日</td> <td>特定非 営利活 動法人 こうち 被害者 支援セ ンター</td> <td>池田 久 男</td> <td>高知市 永国寺 町6番 16号 永国寺 第2ビル 3階</td> <td>この法人は、犯罪等による被害者及びその遺族又は家族（以下「被害者等」という。）に対する精神的支援その他各種支援活動を行い、社会全体の被害者支援意識の高揚、被害者等の権利利益の保護並びに被害の早期回復及び軽減に資するとともに、支援活動を通じて地域社会の安全に寄与することを目的とする。</td> </tr> </tbody> </table>	申請の あつた 年月日	申請に係る特定非営利活動法人				名称	代表者の 氏名	主たる 事務所 の所在 地	定款に記載された目的	平成19 年4月 23日	特定非 営利活 動法人 こうち 被害者 支援セ ンター	池田 久 男	高知市 永国寺 町6番 16号 永国寺 第2ビル 3階	この法人は、犯罪等による被害者及びその遺族又は家族（以下「被害者等」という。）に対する精神的支援その他各種支援活動を行い、社会全体の被害者支援意識の高揚、被害者等の権利利益の保護並びに被害の早期回復及び軽減に資するとともに、支援活動を通じて地域社会の安全に寄与することを目的とする。	
申請の あつた 年月日	申請に係る特定非営利活動法人															
	名称	代表者の 氏名	主たる 事務所 の所在 地	定款に記載された目的												
平成19 年4月 23日	特定非 営利活 動法人 こうち 被害者 支援セ ンター	池田 久 男	高知市 永国寺 町6番 16号 永国寺 第2ビル 3階	この法人は、犯罪等による被害者及びその遺族又は家族（以下「被害者等」という。）に対する精神的支援その他各種支援活動を行い、社会全体の被害者支援意識の高揚、被害者等の権利利益の保護並びに被害の早期回復及び軽減に資するとともに、支援活動を通じて地域社会の安全に寄与することを目的とする。												